

障事第 2 1 0 6 号

令和 7 年 3 月 1 9 日

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設

管理者各位

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（令和 7 年 4 月適用分）について
(通知)

日頃、本県の障害福祉行政の推進については、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス事業所等における基本報酬及び加算等の届出については、例月、前月 1 5 日以前に届出がなされた場合には翌月から、1 6 日以降に届出がなされた場合には翌々月から算定を開始するものとされているところですが、「前年度の利用実績」によって判断される加算等については、国の通知等により 4 月中の届出が認められています。

このことについて、令和 7 年 4 月分の届出については、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

なお、加算等の内容に変更がない場合、サービス種別及び加算等の種類に関わらず、届出の提出は不要であることを申し添えます。

記

1 提出期限

令和 7 年 4 月 1 5 日（火）【必着】

2 提出方法

以下の宛先に郵送してください。（メール・持参による提出はできません。）

送 付 先 〒 2 6 0 - 8 6 6 7

千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1

千葉県健康福祉部 障害福祉事業課事業支援班宛て

※令和 7 年 4 月から、「事業支援班」は「障害者サービス事業指定班」に
名称が変わります。

内容の確認が必要な場合に県から連絡を行うため、封筒又は送付文等に、担当者名及び
連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載してください。

3 提出書類

- (1) 第二号様式 変更届出書【**要押印**】
- (2) 第六号様式 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (3) 別紙1 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- (4) 参考様式5－1 勤務形態一覧表（人員配置区分の変更の場合）
- (5) 各加算等に必要となる別紙等（別紙1の各加算項目に記載）

※ **不足書類があった場合、届出を受理できません。**

全ての書類が揃っているか必ず確認の上、御提出をお願いします。

※ 提出する様式は以下のページからダウンロードしてください。

- ・介護給付費算定にかかる体制届出書（障害福祉サービス事業者等）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/kaigokyufuhi/index.html>

4 留意事項

別添1「提出に係る注意事項」を参照してください。

＜問合せ先＞

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
事業支援班

TEL : 043-223-2308

Mail : sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp